

① 施策の目的

平成28年熊本地震によって被災し住宅を滅失した者に対し、災害公営住宅の整備を迅速に行うことにより、熊本地震からの早期の復旧・復興を図る。

② 施策の概要

平成28年熊本地震で住宅を滅失した者のため、地方公共団体が行う公営住宅の整備事業に対する一部補助。

③ 施策の具体的内容

	平常時の公営住宅	災害公営住宅	
		一般災害	激甚災害
災害の規模		<ul style="list-style-type: none"> <li>被災地全域で500戸以上又は一市町村の区域内で、200戸以上若しくはその区域内の住宅戸数の1割以上が滅失</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災地全域で概ね4,000戸以上の住宅が滅失した災害等</li> </ul>
熊本地震における対象市町村		右記以外の市町村	<p>【地域要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>100戸以上又は全住宅の1割以上が滅失している市町村</li> </ul> <p>（熊本市、宇土市、宇城市、阿蘇市、大津町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町）</p> <p>※10月17日時点</p>
補助率	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設/買取 45%</li> <li>借上※ 2/3 × 45%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設/買取 2/3</li> <li>借上※ 2/5</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設/買取 3/4</li> <li>借上※ 2/5</li> </ul>

<災害公営住宅のイメージ>



※借上は共同施設整備費が補助対象

### ① 施策の目的

熊本地震からの復興に向けて、被災自治体の取組を支援。

### ② 施策の概要

被災自治体が地域の実情に応じて、住民生活の安定、住宅再建支援、産業や教育文化の振興等の様々な事業について、単年度予算の枠に縛られずに弾力的に対処できる資金として、復興基金を創設。

### ③ 施策の具体的内容

#### 【復興基金への特別交付税措置(基金の規模)】

東日本大震災と同様、現在の低金利の状況では従来の運用型基金は有効ではないことから、取崩し型基金により対処。熊本地震に係る復興基金の規模は、阪神・淡路大震災における措置等を踏まえ、東日本大震災の被災3県における復興基金への措置と同様の考え方に基づき算出し、特別交付税により措置。

#### 【基金の使途・運用】

基金を活用した事業の内容や事業期間は、熊本県において自主的に判断。

#### <熊本県の復興基金の規模>

熊本県

510億円

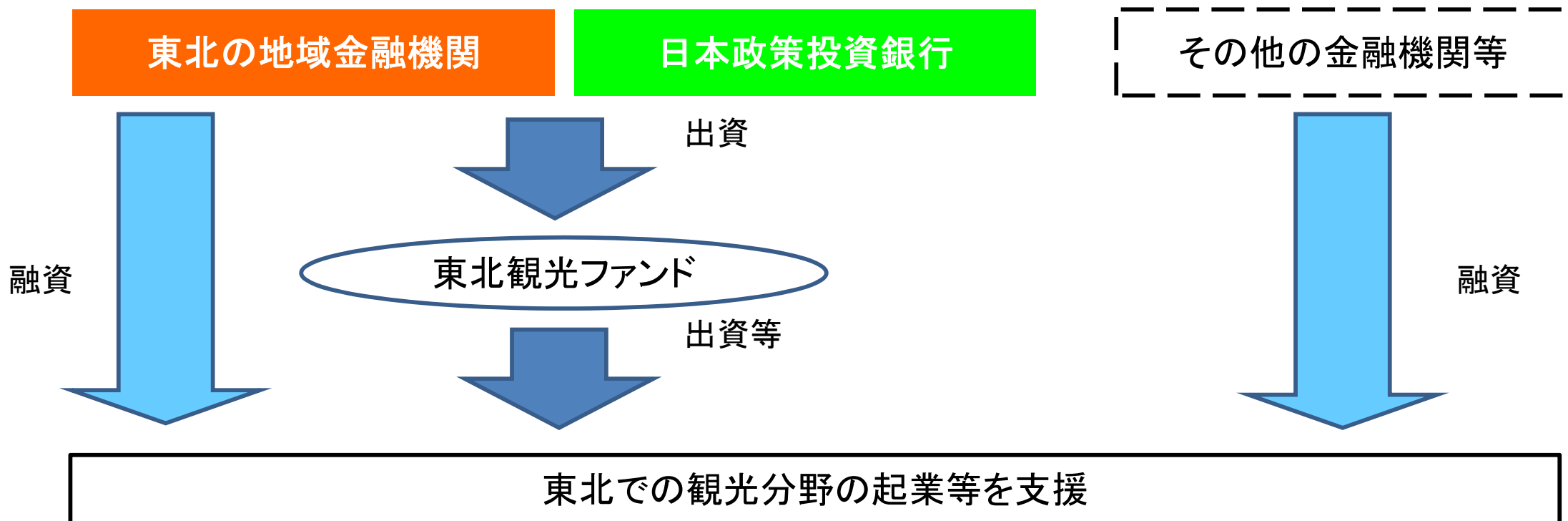
① 施策の目的

東北地方の風評被害を払拭し、震災の影響により大きく落ち込んだ訪日外国人旅行者を回復させ、インバウンド急増の効果を波及させることにより、観光を通じて被災地の復興を加速化させる。

② 施策の概要

東北の観光復興を持続的なものとするためには、民間の創意と挑戦を将来に渡って金融面で支える仕組みが必要。観光分野での新たなビジネスの創出にリスクマネーを供給し、金融機関からの融資を活発化させるため、民間主導の東北観光ファンドを設置。

③ 施策の具体的内容



- ・東北の地域金融機関や日本政策投資銀行等が連携することで、リスクマネーの供給を円滑化。
- ・東北での観光関連の起業等に対して東北観光ファンドが出資することで、その他の金融機関等からの融資を呼び込み、民間による新たな挑戦を後押し。

## ① 施策の目的

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減する。

## ② 施策の概要

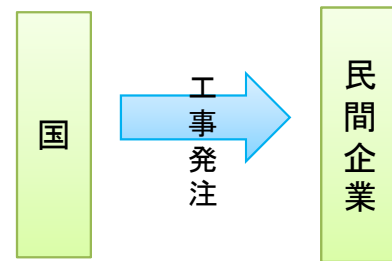
平成29年3月までに除染実施計画に基づく面的除染を完了させるべく、必要な措置を確実に実施し、避難指示解除準備区域・居住制限区域の避難指示を解除できるよう環境整備に取り組む。また、中間貯蔵施設への除去土壌等の搬出に向けた準備に取り組み、事業を着実に推進する。

## ③ 施策の具体的内容

## (1) 避難指示解除に向けた除染特別地域内の除染等の実施

平成29年3月までに避難指示解除準備区域・居住制限区域の避難指示を解除できるよう、同時期までに除染特別地域の面的除染を確実に完了させ、住民が安心して帰還できる環境の実現を目指す。

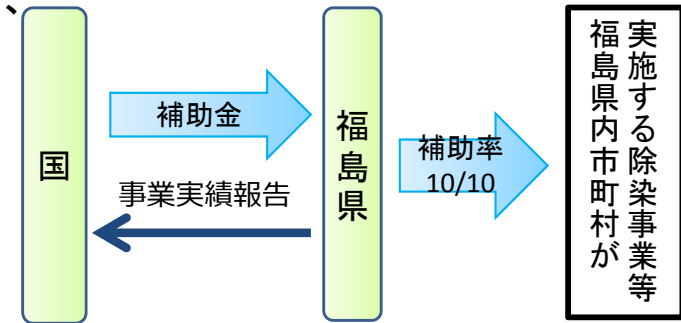
## &lt;事業スキーム&gt;



## (2) 地方公共団体による除染等の措置等に対する財政措置

復興の本格化に向け、除染の加速化を図り、平成29年3月までの確実な面的除染完了を目指す。また、学校等に保管されている除去土壌等を搬出する。

## &lt;事業スキーム&gt;



## &lt;期待される効果&gt;

- ❑ 「放射性物質汚染対処特別措置法」に基づく除染実施計画に定める面的除染の確実な完了、除去土壌等の搬出による復興の本格化
- ❑ 避難指示解除準備区域・居住制限区域の避難指示の解除

# 指定避難所及び災害対策の拠点となる庁舎の防災機能の強化

## ① 施策の目的

指定避難所及び災害対策の拠点となる庁舎の防災機能の強化

## ② 施策の概要

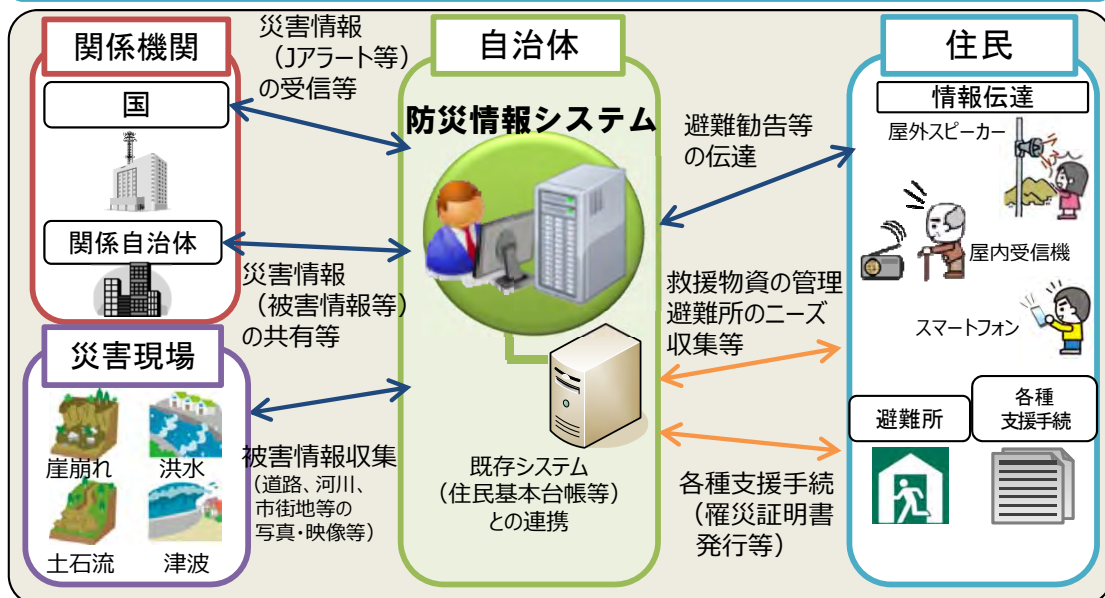
熊本地震の被害状況を踏まえ、緊急防災・減災事業債の対象事業を拡充し、指定避難所及び災害対策の拠点となる庁舎の防災機能の強化を推進

## ③ 施策の具体的内容

### 【拡充事業】

1. 指定避難所(公立学校体育館等)における**空調整備**
2. 被害情報一元化・共有機能、救援物資管理機能、罹災証明書発行機能等を有する**防災情報システム**
3. 災害対策本部や消防本部等に設置する**災害時オペレーションシステム**(ヘリテレや地上設置カメラによる画像をリアルタイムで大型スクリーンに表示し、同時に関係機関間で共有する機能などを有するシステム)

## 2. 防災情報システムの概要 (イメージ)



## 3. 災害時オペレーションシステムの概要 (イメージ)

